

## 個人情報保護に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、「行政手続における特定の個人情報を識別するための番号利用等に関する法律」(以下、「番号法」という)及び「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)の趣旨に則り、公益社団法人日本プロテニス協会(以下、「本協会」という)の個人情報の適正な取扱いに関してこの本協会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

#### (1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

#### (2) 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

#### (3) 特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。なお、この規程等において、特定個人情報に関し特記する場合以外は個人情報に含まれるものとする。

#### (4) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア. 特定の個人情報をコンピュータ検索することができるように体系的に構成したもの

イ. 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

#### (5) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

- (6) 本人  
「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。
- (7) 役職員等  
「役職員等」とは、この本協会に所属するすべての理事、監事及び職員をいう。
- (8) 個人情報管理責任者  
「個人情報管理責任者」とは、理事長によって任命された者であって、個人情報保護マネジメントシステムの運用に関する責任と権限を有する者をいう。
- (9) 事務取扱担当者  
本協会における特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。
- 2. 会員、各種委員会委員、顧問及びこの本協会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この本協会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
  - 3. 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

- 第4条 個人情報管理責任者は、必要に応じて、この本協会で行う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護マネジメントシステムの細則等を策定しなければならない。
- 2. 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(事務取扱担当者)

- 第5条 事務取扱担当者は、個人情報管理責任者とする。事務取扱担当者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(取扱い業務の範囲)

- 第6条 本協会が取扱う特定個人情報は、原則として次のとおりとする。
- (1) 所得税法等の税務関連の届出事務
  - (2) 社会保険及び労働保険関連の届出事務
  - (3) 報酬・料金等の支払調書作成事務
  - (4) 配当、余剰金の分配に関する支払調書作成事務
  - (5) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
  - (6) 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(7) 上記に付随する行政機関への届出事務

(特定個人情報ファイル作成の制限)

第7条 個人番号を取扱う者は、法令に基づき行う事務手続きに限って、特定個人情報に関するファイルを作成することができ、これらの場合を除いて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報の取得)

第8条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2. 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) この本協会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法  
ア. 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ. 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ. 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ. 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3. 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

4. 本協会は、第6条に定める事務の範囲を超えて特定個人情報を収集しない。

(本人確認)

第9条 本協会は、番号法第16条の定めにより個人番号所有者の番号確認および身元確認を行うものとする。この場合、代理人により身元確認を行う場合には、代理者からの委任状を提出してもらわなければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第10条 個人情報を取り扱うに当たっては、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。特定個人情報の利用目的は、第6条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内のみとする。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

(個人情報の提供)

第11条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2. 前項の定めにかかわらず、この本協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前に承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当

該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
  - (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
  - (3) この本協会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
3. 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。
  4. 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、この本協会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第12条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

- 第13条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。
2. 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。
  3. 個人情報管理責任者は、特定個人情報の安全管理のため、特定個人情報の取扱い等を個人情報保護マネジメントシステムの細則等において明確化するものとする。

(個人情報管理責任者の職務)

第14条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(役職員等の監督)

第15条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

- 第16条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。
2. 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、一定期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 17 条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2. 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 18 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- (1) 漏洩した情報の範囲
- (2) 漏洩先
- (3) 漏洩した日時
- (4) その他調査で判明した事実

2. 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 19 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 20 条 すでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 21 条 個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、個人情報管理責任者が担当する。

2. 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

(罰則等)

第 22 条 この規程、番号法及び個人情報保護法に違反した役職員等は、賞罰規程及び就業規則に定める懲戒処分を科すことがある。

2. 前項により懲戒処分の対象となった役職員等は当事者及び本協会に対する損害賠償の責めに任ずる。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

<附則>

1. この規程は平成22年12月15日より施行する。
2. 一部改定 平成22年4月1日
3. 一部改定 平成27年1月23日 (平成26年度第5回理事会決議—議事資料参照)
4. 一部改定 平成22年4月1日 第2条(6)文言修正  
(平成26年度第6回理事会決議—議事資料参照)
5. 一部改定 平成29年6月16日 (平成29年度第2回理事会決議—議事資料参照)